第５回　政務活動費ガイドラインに関する検討プロジェクト会議
事項書

令和８年 10 月 22 日
６０１特別委員会室

１　各会派提出意見等に係る検討結果（案）について

２　政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）について

３　その他

＜配付資料＞

資料１　各会派提出意見等に係る検討結果（案）

資料２　政務活動費ガイドラインへの海外政務活動に係る全国議長会資料の反映案

資料３　政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）

参考資料　海外政務活動に関する参考資料

資料１

各会派提出意見等に係る検討結果（案）

１　「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会費として支出するのに適さない例」の見直しについて

現行ガイドラインでは、平成 25 年２月に全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」という。）から示された「政務活動費の運用に係る考え方」を参考として、「政務活動費を充当するのに適さない例」及び「会費として支出するのに適さない例」を記載しているが、全国議長会では平成 30 年 12 月に「政務活動費の運用に係る考え方」が更新されており、それを踏まえた本県議会のガイドラインの見直しの必要性について検討を行った。

⇨その結果、**次の見直しの方針に沿って、ガイドラインの改正を行う**こととした。

【見直しの方針】

・現行ガイドラインで、**平成 25 年の全国議長会資料と同様の表記のものは、平成 30 年の全国議長会資料の表記に合わせた修正**を行う。
・現行ガイドラインで、**三重県議会で独自の表記をしている場合**、内容の重複、単なる形式的な言い回しの違い等、**全国議長会資料の表記に合わせても支障がないと判断されるものは、平成 30 年の全国議長会資料の表記に合わせた修正**を行う。
・一方、**三重県議会の独自の表記に実質的な意味があると判断されるものは、基本的に現行のまま**とする。
・**＜三重県議会決定事項＞については、現行のまま**とする。
・その他必要な表記の修正を行う。

２　会食を伴う懇談会等の参加負担金等について

現行ガイドラインでは、会食を伴う懇談会等の参加負担金、また、会派総会、研修会、会議開催時の議員の食事代、政務活動中の議員の食事代は政務活動費に計上しないこととしているが、政務活動に係る会合及びそれに連続した懇親会での飲食の場合の費用については政務活動費への計上を可能としてはどうかとの会派意見があり、他都道府県の状況や裁判例等を踏まえ、検討を行った。

⇨その結果、他都道府県では政務活動に係る懇親会等での議員の飲食費を政務活動費の対象として条件付きで認めている県が一定数存在すること等が確認されたものの、飲食費を政務活動費の対象にすることは県民の理解を得られにくいといった意見が出され、今後、社会的な状況の変化等、必要があれば改めて検討することとし、このことについて**ガイドラインの改正は行わない**こととした。

３　事務所費の按分について

現行ガイドラインでは、事務所費については、原則として、政治団体数と政務活動の事務所の合計数で按分する（政務活動に係る事務所と１つの後援会事務所が兼ねている場合には、２分の１）こととしているが、実態に即して見直してはどうかとの会派意見があり、他都道府県の状況や裁判例等を踏まえ、検討を行った。

⇨その結果、委員からは、①現行どおりの按分でよいのではないか、②実態に応じて按分方法を見直すべきではないか、③政務活動以外の活動が含まれる場合は、政治団体数と政務活動の事務所の合計数での按分ではなく、上限２分の１での按分を原則としてはどうかといった様々な意見が出され、他都道府県においても事務所費の按分の在り方は様々であり、更なる調査研究が必要と考えられることから、このことについては、**中長期的な課題として、今後の検討に委ねる**こととした。

４　政務活動費の旅費における車賃について

現行ガイドラインでは、政務活動費の旅費については、一般職に属する県職員（以下単に「県職員」という。）の旅費規定を準用する公務出張の支出基準を参考にすることとしており、それに基づいて、車賃の額は、23 円／キロメートルとしているが、近年のガソリン価格の高騰等を踏まえ、それを見直してはどうかという会派意見があり、他都道府県の状況や裁判例、県職員の旅費における車賃の額の根拠等を踏まえ、検討を行った。

⇨その結果、県職員の旅費における車賃については、ガソリン代だけでなくオイル代や車両償却費等を積み上げる形で積算されており、毎年度、検証もされていることが確認され、そのことも踏まえ、県職員の旅費における車賃の額に準じている現行の在り方が妥当ではないかといった意見が出され、このことについて**ガイドラインの改正は行わない**こととした。

５　海外政務活動について

全国議長会において海外政務活動について参考となる資料が複数提示されていることから、それらの内容を踏まえて、改めて海外政務活動の在り方について検討を行った。

⇨その結果、現行ガイドラインでは、海外政務活動について、帰国後に海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとしているが、海外政務活動の実績・成果や要した費用をより県民に分かりやすく公開できるよう見直してはどうかという意見が出され、費用の精算に一定の時間が必要であることも考慮した上で、**次の３点を明記する形で、ガイドラインの改正を行う**こととした。

１）海外政務活動結果報告書の様式の統一
２）海外政務活動に要した費用の報告会での公表
３）海外政務活動結果報告書の海外政務活動報告会実施後のホームページでの公開

※　なお、全国議長会の新たな参考資料の反映については、特段意見がなかったため、改めて協議を行いたい。

６　広聴広報費における動画・ＳＮＳの取扱いについて

現行ガイドラインでは、政務活動費における広聴広報費の対象について「広報紙（ホームページ含む）」としか記載がないが、議員活動における広聴広報の手段として動画・ＳＮＳの活用が進んでおり、実態として政務活動費として経費を計上している事

例も複数あることから、動画・ＳＮＳについて、ガイドラインにおいて明確に位置づけてはどうかという会派意見があり、他都道府県の状況や裁判例等を踏まえ、検討を行った。

⇨その結果、他都道府県でも動画・ＳＮＳの充当事例は多く、動画・ＳＮＳは今や議員活動にとって重要な広聴広報の手段となっているので対象として明記すべきといった意見が出され、**動画・ＳＮＳが政務活動費における広聴広報費の対象に含まれることを明確にする形で、ガイドラインの改正を行う**こととした。

一方、**その按分については**、紙媒体と比べて合理的な按分が難しく、委員の意見も様々であったことから、紙媒体の按分との整合性や他都道府県の状況等も踏まえつつ、**中長期的な課題として、今後の検討に委ねる**こととした。なお、その結論を得るまでは、従来どおり、各議員が按分についての説明責任を適切に果たすものとする。

７　事務所、事務費、人件費の支出上限設定について

現行ガイドラインでは、事務所費、事務費、人件費の３つの経費については、本来の政務活動を補完するために必要な経費であるとして、その支出の合計額が条例で定める政務活動費交付額の２分の１（議員分でいうと、年 108 万円）を超えて支出できないという支出上限額を設定しているが、より柔軟に政務活動費を活用できるよう見直してはどうかという会派意見があり、これまでの経緯や他都道府県の状況等を踏まえ、検討を行った。

⇨その結果、委員からは、①事務所費への過剰な支出の防止等のため現行どおりでよいのではないか、②他都道府県で同様の取扱いをガイドライン等に記載しているところが確認されていないことにも鑑み、より実態に即した運用ができるよう、支出上限設定を撤廃してはどうか、③人件費だけは別扱いにしてはどうかといった様々な意見が出されたことから、このことについては、**中長期的な課題として、今後の検討に委ねる**こととした。

なお、**「ただし、目安としては条例第４条各項に規定する１月当たりの政務活動費の額の２分の１を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。」という部分については**、調査研究活動等は月ごとに繁閑がある一方、事務所費や人件費は固定費であり、月によっては目安を超える場合があるという実態に即していないことから、**削除する**こととした。

８　モバイル端末に対する損害保険料の取扱いについて

現行ガイドラインでは、政務活動で使用する私物のモバイル端末（ＰＣやタブレット）に対する損害保険料についての記載がないが、これを政務活動費の対象としてガイドラインに位置づけてはどうかという会派意見があり、他都道府県の状況等を踏まえ、検討を行った。

⇨その結果、他都道府県でも対象としているところは少なく、他の政務活動に使用する私物（自家用車等）との整合性や今後、議事堂からの持出し可能なパソコンの貸与が予定されていること等も踏まえ、モバイル端末に対する損害保険料を政務活動費の対象とすることは困難であるといった意見があり、このことについて**ガイドラインの改正は行わない**こととした。

９　美術館、博物館等の文化施設や舞台、演劇等の文化的イベントの入場料等の取扱いについて

現行ガイドラインでは、美術館、博物館等の文化施設や演劇、舞台等の文化的イベントの入場料等についての記載がないが、美術館、博物館等だけでなく、演劇、舞台等の入場料等についても政務活動費の対象としてガイドラインに位置づけてはどうかとの会派意見があり、他都道府県の状況や裁判例等を踏まえ、検討を行った。

その結果、本県を含め各都道府県では、明確な基準を設けておらず、個別に判断しているというところが多く、また、裁判例では、美術館、博物館等の入場料等も含め、議員の政務活動との合理的関連性が認められるかどうかといった観点から、許容する裁判例と否定する裁判例に分かれているという状況が確認された。また、現在も、本県では美術館、博物館等の文化施設だけでなく舞台、演劇等の文化的イベントの入場料等についても、個別に政務活動との合理的関連性を確認して、政務活動費の充当の可否が判断されてきており、基本的には議員が説明責任を果たすという前提で充当が認められてきたという現状の運用が確認された。

⇨ そのようなことを踏まえ、**現状の運用をガイドライン上明記するという観点から**、他都道府県の事例等も参考にして、**美術館、博物館等の文化施設や舞台、演劇等の文化的イベントの入場料等の取扱いについて明記する形で、ガイドラインの改正を行う**こととした。

10　会派分と議員分の区分の在り方について

政務活動費の会派分と議員分について、実務上その境界が不明確で運用が煩雑であり、実態に即した柔軟かつ効果的な活用が可能となるよう、その区分の見直しを行ってはどうかとの会派意見があり、他都道府県の状況や裁判例等を踏まえ、検討を行った。

⇨ その結果、現行ガイドラインには会派分と議員分の使途の区分について特段の記載はなく、最高裁判所の判例でも認められているように、会派に所属する議員に調査研究活動等を委ねることを含め、会派分の使途については、各会派において柔軟に運用されていることが確認されたことから、このことについて**ガイドラインの改正は行わない**こととした。

資料２

政務活動費ガイドラインへの海外政務活動に係る全国議長会資料の反映案

（４）海外政務活動

政務活動費を使用した海外への政務活動については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。

本県では、禁止項目としていませんが、一定の基準が必要と考えられます。また、運用に際しても、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。

① 海外への政務活動が認められる要件について

これまでの政務調査費では、全国議長会事務局が平成２０年１月に作成した議会職員執務資料シリーズ№409「政務調査費について（橋本勇弁護士）」に、町づくりや景観の保護に関する海外視察調査の判例（旧法：徳島地裁H.16.1.30）をもとに説明が以下のように記載されています。

> 認められる例としては、現地へ行って、現地の日本大使館で「なぜ、そういうふうな町づくりが進んでいるのか。あるいは、その国全体でそういう景観の保護というのはどの程度になっているのか。」など、いろいろな状況説明を聞いてから、あるいは少なくても視察先の自治体の職員から町づくりの基本的な考え方の説明を聞いてから、現地を見ていること。
>
> 認められない例としては、現地の日本大使館などでの説明、あるいは現地の自治体職員の説明を聞かず、直接、観光地を視察して、通訳を介して現地の人の説明を聞いてくる。もしくは、単にパンフレットをもらってくる、というだけでは私的な観光旅行と判断される。また、海外視察の日程表を見て政務調査と判断することは困難である、というような場合、どちらかというと遊びに行ったと判断される。

以下を追記

また、平成30年12月に全国議長会事務局が示した「政務活動費の運用に係る考え方」では、視察経費への支出について、以下のように記載されています。

> 視察が一般的な観光名所の見学を含んでいる等の場合には、特に政務活動との間の合理的関連性に対する疑義が住民等から指摘され得ることから、その合理的関連性について、会派及び会派所属議員が説明できるようにしておく必要がある。
>
> 政務調査費の裁判例でも、「（一般的な観光名所の訪問が含まれる視察について）議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る」としており、調査研究活動としての必要性や合理性が求められている。

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

頁	現行	改正案	備考
P3	**Ⅰ　政務活動費の交付制度** **１　地方自治法の改正** 議員の調査研究活動の強化と充実を図るため、全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」という。）を中心とした活発な取組により、平成１２年に地方自治法が改正（平成１３年４月１日施行）され、政務調査費の支給が地方自治法に明文化されました。 さらに、全国議長会は、調査研究に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができるよう法律改正を行うことを求め、各議会の協力を得て精力的に要請を行ってきました。 その成果として、平成２４年に地方自治法が改正（平成２５年３月１日施行）され、「政務調査費」から「政務活動費」に制度が改められました。	**Ⅰ　政務活動費の交付制度** **１　地方自治法の改正** 議員の調査研究活動の強化と充実を図るため、全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」という。）を中心とした活発な取組により、平成１２年に地方自治法が改正（平成１３年４月１日施行）され、政務調査費の支給が地方自治法に明文化されました。 さらに、全国議長会は、調査研究に特化されている政務調査費制度を見直し、政策立案、議員活動の説明等を加え、幅広い議員活動又は会派活動に充てることができるよう法律改正を行うことを求め、各議会の協力を得て精力的に要請を行ってきました。 その成果として、平成２４年に地方自治法が改正（平成２５年３月１日施行）され、「政務調査費」から「政務活動費」に制度が改められました。	
	＜参考＞ 地方自治法第１００条【関係分】 ⑭　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 ⑮　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 ⑯　議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。	＜参考＞ 地方自治法第１００条【関係分】 ⑭　普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 ⑮　前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。 ⑯　議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。	※令和６年４月１日施行の地方自治法改正を反映。
	Ⅲ　政務活動費の実務 **２　具体的な事務の流れ**	**Ⅲ　政務活動費の実務** **２　具体的な事務の流れ**	
	（１）～（４）　省略	（１）～（４）　省略	
P7	（５）収支報告書の閲覧 提出された収支報告書及び証拠書類等は、写しを議会図書室で閲覧に供します。 図書室での対応は事務局が行いますが、事務局からの問い合わせがある場合があります。	（５）収支報告書の閲覧 提出された収支報告書及び証拠書類等は、写しを議会図書室で閲覧に供します。 図書室での対応は事務局が行いますが、事務局からの問い合わせがある場合があります。	
P8	なお、閲覧者によっては、直接議員に問い合わせる可能性もあります。 また、収支報告書等修正届が提出された場合も、その都度、同様に閲覧に供します。	なお、閲覧者によっては、直接議員に問い合わせる可能性もあります。 また、収支報告書等修正届が提出された場合も、その都度、同様に閲覧に供します。	
	※　「収支報告状況及び閲覧開始日」並びに「修正届報告状況及び閲覧開始日」は、いずれも閲覧を開始する日の前日に記者クラブへ資料提供されます。	※　「収支報告状況及び閲覧開始日」並びに「修正届報告状況及び閲覧開始日」は、いずれも閲覧を開始する日の２日前（休日を除く）に記者クラブへ資料提供されます。	※実情に即して修正。
	（６）　省略	（６）　省略	
	３　収支報告書に添付する証拠書類等	**３　収支報告書に添付する証拠書類等**	
	（１）～（５）　省略	（１）～（５）　省略	
P11	（６）証拠書類等の整理 領収書の写し及びその他の証拠書類は、「調査研究費」「研修費」「広聴広報費」「要請陳情等活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「事務所費」「事務費」「人件費」の経費別にまとめる。 ただし、ETC 利用の場合の高速道路会社等が発行する利用証明書又はクレジット会社が発行する請求明細書は、最後のページに一括して添付する。	（６）証拠書類等の整理 領収書の写し及びその他の証拠書類は、「調査研究費」「研修費」「広聴広報費」「要請陳情等活動費」「会議費」「資料作成費」「資料購入費」「事務所費」「事務費」「人件費」の経費別にまとめる。 ~~ただし、ETC 利用の場合の高速道路会社等が発行する利用証明書又はクレジット会社が発行する請求明細書は、最後のページに一括して添付する。~~	※実情に即して、ただし書を削除。

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

頁	現行	改正案	備考
P12	（７）　省略 **Ⅳ　使途基準** **２　政務活動費を支出することが不適切と考えられる例** （１）政務活動費を充当するのに適さない例 （参考資料：平成 25 年 2 月 19 日　全国議長会資料） 具体例 ①　政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。 例：・　党活動、党大会への出席 ・　県連（政党等）活動 ・　政党構成員として招待された式典、会合への出席 ・　政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等の経費 ・　政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む) ・　党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・　政党、会派の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費 ②　選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。 例： ・　衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動経費、選挙ビラ作成経費 ・　上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等) ③　後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。 例： ・　後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費 ・　後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費 ④　私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。 例：・　団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・　慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・　冠婚葬祭への出席費用(葬儀・祝賀会・結婚式・祭り・祭祀・祭礼等) ・　宗教活動経費(檀家総代会・報恩講・宮参り等) ・　観光・レクリエーション・私的な用務等による旅行経費 ・　親睦会等のための経費 ・　議員個人の私的な目的のために使用する経費 ⑤　飲食・会食を主目的とする各種会合の出席費用の支出 ⑥　バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費	（７）　省略 **Ⅳ　使途基準** **２　政務活動費を支出することが不適切と考えられる例** （１）政務活動費の対象とするのに適さない例について （参考資料：平成 30 年 12 月　全国議長会資料） 具体例 ①　政党活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。 例：~~・　党活動、党大会への出席~~ ・　県連（政党等）活動 ・　政党構成員として招待された式典、会合への出席 ・　政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・　政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む) ・　党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等 ・　政党、会派の役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費 ②　選挙活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。 例： ・　衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成 ・　上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等) ③　後援会活動への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。 例： ・　後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費 ・　後援会活動としての報告会等の開催経費、後援会主催の県政報告会経費 ④　私的経費への支出は政務活動費の対象とするのに適さない。 例：・　団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席 ・　慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費) ・　冠婚葬祭などの出席(葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等) ・　宗教活動経費(神事、仏事等) ・　観光、レクリエーション、私的な用務等による旅行 ・　親睦会等への参加のための経費 ・　議員個人の私的な目的のために使用する経費 ⑤　飲食・会食を主目的とする各種会合に係る経費 ⑥　バー・クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食に係る経費	※プロジェクト会議での検討を踏まえ、平成 30 年の全国議長会資料の表記に合わせて修正。
P13	⑦　議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、ＰＴＡ、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席費用の支出	⑦　議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、ＰＴＡ、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席に係る経費	

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

頁	現行	改正案	備考
	⑧　公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出 例：公職選挙法第 199 条の２の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、食事の提供） ⑨　事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出 ⑩　政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費の維持費への支出 ⑪　政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出 例：絵画、冷蔵庫、衣服等 ＜三重県議会決定事項＞ ①に関連して 　党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかり果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。 ⑤、⑥に関連して 　会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。 　ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。 　なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。 　本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第２条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。 ⑪に関連して 　備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が５万円以上のもの。ただし、ＰＣ、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。 （省略）	⑧　公職選挙法やその他の法令等制限に抵触する事項に係る経費の支出 例：公職選挙法第 199 条の２の寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供） ⑨　事務所として使用する不動産の購入、建築工事費への支出 ⑩　政務活動に使用する自動車の購入、修理点検費等の維持費への支出 ⑪　政務活動に直接必要としない備品等の購入、リース代への支出 例：絵画、冷蔵庫、衣服等 ＜三重県議会決定事項＞ ①に関連して 　党主催の行事であっても、一般県民を対象とした講演会等、政務活動に資する内容のもので、かつ説明責任をしっかり果たせるものであれば、政務活動費へ計上できます。 ⑤、⑥に関連して 　会食を伴う懇談会等の参加負担金は、政務活動費に計上しないこととします。 　ただし、会議部分のみの負担金が領収書に明示されている場合は、その部分についてのみ計上できます。 　なお、これまでのガイドラインでは、挨拶、会食やテープカットだけの出席費用は、政務調査費を充当するのに適しないとしてきましたが、今回の法改正により全国議長会の「政務活動費を充当するのに適さない例」から削除されました。 　本県においては、従来から行事出席の際には意見交換等が行われており、今後も県民意思の把握（条例第２条）に寄与しない行事への出席は想定されないことから、あえて適さない例には記載しないこととします。 ⑪に関連して 　備品とは三重県会計規則の規定（購入価格が５万円以上のもの。ただし、ＰＣ（タブレット端末、スマートフォンを含む。）、サーバ及び外付け型記憶装置は金額にかかわらず備品になります。）によるところとするが、備品購入については、所有権や備品管理等複雑な問題が多く、社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされる恐れがあることから政務活動費への計上は慎重に判断することとし、どうしても必要な場合は、所有権や備品管理等の問題が発生しないリース契約が望ましい。 （省略）	※会計規則運営方針の改正を反映。
P14	○購入の場合の留意点 ・政務活動費で備品を購入した場合は、会派及び議員において台帳（参考様式第２）により整理し、写しを議長に提出する。 （省略）	○購入の場合の留意点 ・政務活動費で備品を購入した場合は、会派及び議員において台帳（参考様式第１）により整理し、写しを議長に提出する。 （省略）	※参考様式の番号の整理。
P15	（参考様式第２） 政務活動費備品台帳　記入例 （省略）	（参考様式第１） 政務活動費備品台帳　記入例 （省略）	

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>（参考１）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）
別表第一　機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表耐用年数表（抜粋）
<table>
<tr><th>種類</th><th>構造又は用途</th><th>細目</th><th>耐用年数（年）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">器具及び備品</td><td rowspan="3">２　事務機器及び通信機器</td><td>電子計算機
パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）</td><td>4</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>5</td></tr>
<tr><td>複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの</td><td>5</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の事務機器</td><td>5</td></tr>
</table></td><td>（参考１）減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和43年3月31日大蔵省令第15号）
別表第一　機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表~~耐用年数表~~（抜粋）
<table>
<tr><th>種類</th><th>構造又は用途</th><th>細目</th><th>耐用年数（年）</th></tr>
<tr><td rowspan="3">器具及び備品</td><td rowspan="3">２　事務機器及び通信機器</td><td>電子計算機
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）</td><td>4</td></tr>
<tr><td>その他のもの</td><td>5</td></tr>
<tr><td>複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの</td><td>5</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>その他の事務機器</td><td>5</td></tr>
</table></td><td>※省令を正確に引用。</td></tr>
<tr><td>P16</td><td>（参考２）会計規則運用方針（平成19年3月28日出納局通達）より
第９８条関係
（備品の定義）
３　備品とは、その形状又は性質を変更することなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、購入価格又は評価額が5万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものにあっては、金額にかかわらず備品とする。
ア　公印、焼印、証印及び検印その他これに類する印章類
イ　図書館等における閲覧用図書（発刊又は改版の周期が1年以下の定期刊行物は除く。）
ウ　博物館、美術館、斎宮歴史博物館等における貸出し又は展示を目的とする収蔵資料
エ　国庫補助金等で取得した物品で他の法令等により備品とされているもの
オ　パーソナルコンピューター、サーバ及び外付け型記憶装置（ドライブと記憶媒体が一体化したものに限る。）
カ　その他所属の長が必要と認めるもの
（省略）
備品と消耗品の違い（会計規則運用方針を参考に作表）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>金額区分</th><th>主なもの（例）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">備　品</td><td>５万円以上のもの</td><td>プリンター、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等</td></tr>
<tr><td>５万円未満でも備品となるもの</td><td>パーソナルコンピュータ、サーバ、外付けハードディスク等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消耗品</td><td>５万円以上でも消耗品となるもの</td><td>増設メモリ、トナー、アプリケーションソフト等</td></tr>
<tr><td>５万円未満のもの</td><td>プリンター、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等</td></tr>
</table></td><td>（参考２）会計規則運用方針（平成19年3月28日出納局通達）より
第９８条関係
（備品の定義）
３　備品とは、その形状又は性質を変更することなく比較的長期間にわたって使用に耐える物で、購入価格又は評価額が5万円以上のものとする。ただし、次に掲げるものにあっては、金額にかかわらず備品とする。
ア　公印、焼印、証印及び検印その他これに類する印章類
イ　図書館等における閲覧用図書（発刊又は改版の周期が1年以下の定期刊行物は除く。）
ウ　総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館等における貸出し又は展示を目的とする収蔵資料
エ　国庫補助金等で取得した物品で他の法令等により備品とされているもの
オ　パーソナルコンピューター（タブレット端末、スマートフォン用ＯＳを搭載した携帯電話を含む。）、サーバ及び常時設置場所を固定して使用する外付け型記憶装置（ドライブと記憶媒体が一体化したもの及びソリッドステートドライブ等を含む。）
カ　その他所属の長が必要と認めるもの
（省略）
備品と消耗品の違い（会計規則運用方針を参考に作表）
<table>
<tr><th>区　分</th><th>金額区分</th><th>主なもの（例）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">備　品</td><td>５万円以上のもの</td><td>プリンター、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等</td></tr>
<tr><td>５万円未満でも備品となるもの</td><td>パーソナルコンピューター（タブレット端末、スマートフォンを含む）、サーバ、外付けハードディスク等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">消耗品</td><td>５万円以上でも消耗品となるもの</td><td>増設メモリ、トナー、アプリケーションソフト等</td></tr>
<tr><td>５万円未満のもの</td><td>プリンター、デジタルカメラ、ボイスレコーダー等</td></tr>
</table></td><td>※会計規則運営方針の改正を反映。</td></tr>
</table>

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

頁	現行	改正案	備考
P17	（２）会費として支出するのに適さない例 （参考資料：平成 25 年 2 月 19 日　全国議長会資料） 具体例 ①　団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 ②　個人の立場で加入している団体などに対する会費等 例：町内会費、公民館費、壮年会費、ＰＴＡ会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブ会費等で議員個人に本来帰属する会費 ③　党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等 ④　議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ倶楽部等)の会費 ⑤　他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ⑥　宗教団体の会費 ⑦　冠婚葬祭の経費 例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、祭り・祭祀・祭礼の経費等 ⑧　親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費 ⑨　意見交換を伴わない会合の参加費	（２）会費等として支出するのに適さない例について （参考資料：平成 30 年 12 月　全国議長会資料） 具体例 ①　団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費 ②　個人の立場で加入している団体などに対する会費等 例：町内会費、公民館費、壮年会費、ＰＴＡ会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等で議員個人に本来帰属する会費等 ③　政党(県連)本来の活動に伴う党費、党大会賛助金等 ④　議会内の親睦団体(議員野球部~~、ゴルフ倶楽部~~等)の会費 ⑤　他の議員の後援会や祝賀会、政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費 ⑥　宗教団体の会費 ⑦　冠婚葬祭の経費 例：結婚式の祝儀・会費、香典、祝賀会の会費、~~祭り・~~祭祀・祭礼の経費等 ⑧　親睦または飲食・会食を主目的とする各種会合の会費 ⑨　意見交換を伴わない会合の参加費	※プロジェクト会議での検討を踏まえ、平成30年の全国議長会資料の表記に合わせて修正。
	４　旅費の運用について （１）～（３）　省略	**４　旅費の運用について** （１）～（３）　省略	
P20	（４）海外政務活動 政務活動費を使用した海外への政務活動については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。 本県では、禁止項目としていませんが、一定の基準が必要と考えられます。 また、運用に際しても、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。 ①　省略	（４）海外政務活動 政務活動費を使用した海外への政務活動については、高額な支出になることに鑑み、他の自治体では、支出不可としているところもあります。 本県では、禁止項目としていませんが、一定の基準が必要と考えられます。 また、運用に際しても、費用対効果の観点から、慎重な判断が求められます。 ①　省略	
P21	②　議員分、会派分を問わず、事前に海外政務活動計画書を議長に提出します。（参考様式３を参照） また、帰国後には海外政務活動結果報告書（報告様式は任意）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします。（平成 21 年度以降） ・　海外政務活動計画書及び報告書は、収支報告書と同様に閲覧対象となります。 ・　海外政務活動計画書及び報告書は、議長に提出され、議長が了承した後から情報公開の対象文書となり、開示請求により年度途中でも県民に公開となります。	②　議員分、会派分を問わず、事前に海外政務活動計画書を議長に提出します。（参考様式２を参照） また、帰国後、当該海外政務活動に要した費用の精算が済み次第速やかに海外政務活動結果報告書（参考様式３を参照）を議長に提出し、その後なるべく早期に公開の報告会を実施することとします。（平成 21 年度以降） ・　海外政務活動計画書及び報告書は、収支報告書と同様に閲覧対象となります。また、海外政務活動結果報告書は、報告会終了後、ホームページに掲載することとします。 ・　海外政務活動計画書及び報告書は、議長に提出され、議長が了承した後から情報公開の対象文書となり、開示請求により年度途中でも県民に公開となります。	※プロジェクト会議での検討を踏まえ、海外政務活動結果報告書の参考様式の設定、ホームページへの公開等について追記。

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

頁	現行	改正案	備考
	③　省略	③　省略	
	５　政務活動費の支出の可否	**５　政務活動費の支出の可否**	
P21	（１）　旅費 省略	（１）　旅費 省略	
P22		（２）美術館、博物館等の文化施設又は舞台、演劇等の文化的イベントの入場料等について 美術館、博物館等の文化施設又は舞台、演劇等の文化的イベントの入場料等については、政務活動との合理的関連性を議員自身が明確に説明できる場合に限り、政務活動費を充当することができます。	※プロジェクト会議での検討を踏まえ、美術館、博物館等の文化施設又は舞台、演劇等の文化的イベントの入場料等について、（１）旅費の次に（２）として項目を追記。以下、番号を繰下げ。
	（２）　人件費、事務所費等の支出の際の注意事項 省略	（３）　人件費、事務所費等の支出の際の注意事項 省略	
P23	（３）広聴広報費の支出の際の注意事項 広報紙（ホームページ含む）の作成費（維持管理費の経費を含む）の計上については県民等への一方的な報告のみでなく、政務活動の趣旨から県民等の意見を受け入れる紙面等を併せ作成することが望ましいと考えます。 また、広聴広報費として計上できる程度については、政務活動に係る部分の紙面（画面）割等で適切に按分をすることが必要です。	（４）広聴広報費の支出の際の注意事項 広報紙（ホームページ、動画、ＳＮＳ等を含む）の作成費（維持管理費~~の経費~~を含む）の計上については県民等への一方的な報告のみでなく、政務活動の趣旨から県民等の意見を受け入れる紙面等を併せ作成することが望ましいと考えます。 また、広聴広報費として計上できる程度については、政務活動に係る部分の紙面（画面）割等で適切に按分をすることが必要です。	※プロジェクト会議での検討を踏まえ、広聴広報費の対象に動画、ＳＮＳ等も含まれることを明記等。
	（４）～（７）　省略	（５）～（８）　省略	
P24	（８）自発的な運用基準の厳正化 ①　省略 ②　事務所費、事務費、人件費の支出上限設定 事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。 本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この３つの経費による支出の合計額が、条例第４条各項に規定する政務活動費の額の２分の１を超えて支出することはできないものとします。 ※　上記の支出上限額の考え方は、政務活動費交付金の交付決定に係る期間の（事務所費＋事務費＋人件費）の合計額が条例第４条各項に規定する会派又は議員の政務活動費の額に当該交付決定に係る月数を乗じて得た額の２分の１を超えない範囲とします。 ただし、目安としては条例第４条各項に規定する１月当たりの政務活動費の額の２分の１を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。 なお、人件費には親族の雇用を計上することは認められません。 ③・④　省略	（９）自発的な運用基準の厳正化 ①　省略 ②　事務所費、事務費、人件費の支出上限設定 事務所費、事務費、人件費の支出については、条例別表において認められているところですが、これらの経費は、本来の政務活動を補完するために必要な経費であることから、これらの経費について、支出上限額を設定しています。 本来、個別に上限額を定めるべきところですが、当面の間、この３つの経費による支出の合計額が、条例第４条各項に規定する政務活動費の額の２分の１を超えて支出することはできないものとします。 ※　上記の支出上限額の考え方は、政務活動費交付金の交付決定に係る期間の（事務所費＋事務費＋人件費）の合計額が条例第４条各項に規定する会派又は議員の政務活動費の額に当該交付決定に係る月数を乗じて得た額の２分の１を超えない範囲とします。 ~~ただし、目安としては条例第４条各項に規定する１月当たりの政務活動費の額の２分の１を超えないこととし、この目安を超える場合はその理由の説明が必要となります。~~ なお、人件費には親族（６親等内の血族、配偶者及び３親等内の姻族）の雇用を計上することは認められません。 ③・④　省略	※プロジェクト会議での検討を踏まえ、実情に即して、ただし書を削除。また、親族の範囲を民法の規定に即して明確化。

資料３

政務活動費ガイドライン改正案（たたき台）　新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>現行</th><th>改正案</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>P40</td><td>（参考様式３）
海　外　政　務　活　動　計　画　書

（省略）</td><td>（参考様式２）
海　外　政　務　活　動　計　画　書

（省略）</td><td>※参考様式の番号の整理。</td></tr>
<tr><td>P41</td><td></td><td>（参考様式３）
海　外　政　務　活　動　結　果　報　告　書

年　月　日　提出
三重県議会議長様

議員名（署名）

海外における政務活動について、次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>１　活動期間</td><td>年　月　日～　月　日（　泊　日）</td></tr>
<tr><td>２　行き先</td><td>※行程表を添付。</td></tr>
<tr><td>３　支出金額及び経費内訳</td><td></td></tr>
<tr><td>４　実施内容及び成果</td><td>※海外政務活動の実施内容及び成果（県政にどう生かすか等）について、詳細に記載。</td></tr>
</table>
※　参考様式のため、１から４の項目があれば、この様式にこだわらない。</td><td>※プロジェクト会議での検討を踏まえ、海外政務活動結果報告書の参考様式を設定。</td></tr>
</table>

参考資料

海外政務活動費に関する参考資料

全国都道府県議会議長会事務局「議会職員執務資料シリーズ」No.475（「政務活動費等の判例と実務～議会と議員の活動をより良く理解するために～」（福岡県議会事務局法務監安武　弘光　氏））（平成30年６月）（抜粋）

※下線は、事務局が追記

それから、次の政務調査の必要性については、甲府地裁の平成28年11月29日判決（判例16）は押さえておく必要があります。山梨県議会の事例ですが、富士山展というのがフランスで開催されて、その視察調査が行程の中に入っていたんです。まず、この富士山展への視察というのは、県政課題との関連性が考えられなくもないという程度と評価された上に、他の行程であるクレアでのフランスの地方行政に関する調査やジェトロでの調査で得た情報は、日本国内でも入手可能であったといって県政課題との合理的連関性を否定されてしまいました（本当に国内でも入手可能だったのかなど、クレアやジェトロ訪問の合理性を否定したことについては大いに疑問がありますが）。ここは、非常に注意を要するところです。現地に行かなければだめなんだという必要性、そういう調査をしなきゃいけないし、そのことを立証できないといけないということです。

（略）

次は、「調査研究費」でもっとも争点になることが多い視察調査です。特に海外です。これについては、判例はたくさんあります。スライドの（12）と（13）を見てください。

こういう内容じゃないと、これをしておかないと合理的関連性が認められないとか、逆にこうすれば認められるとか、絶対的な基準はありません。ただ、合理的関連性が認められる方向に働く要素と逆に合理的関連性を疑わせる方向に働く要素があることも事実です。いくつか見てみます。

まず、報告書が作成されているかどうか。人数はどのくらいか、というのがやはり問題になっています。当然、報告書が作成されていれば適法だと判断されやすい、なければ違法だと判断されやすいというのはあります。スライドの（12）には、そういう多くの判例で考慮された要素を列挙しています。それぞれの要素の有無が適法性の推定に寄与するか、違法性の推定に寄与するかは、自ずと分かると思います。

次にスライドの（13）です。判例を見てみます。大阪地裁の平成26年３月26日（判例13）は、会派の所属議員のほとんどが参加した視察の経費への充当が争点になった事例です。行程等によって判断が異なり、「移動議員団」と称して会派のほとんどの議員が参加した国内での視察において、視察先に観光名所が含まれていることや視察事業の名称などから会派の親睦旅行の意味合いを併有していた（つまり行程に私的活動が混在していた）ことの疑いが否定できないとして、経費の少なくとも２分の１は使途基準に違反すると判断されました。一方、総勢27名で海外視察を行ったことについては、これだけ多人数で行う必要性に疑問を呈しながらも、所要経費の半額以上を参加議員が負担していることを考慮し、使途基準に反するものとは認められないとしています。

どのように費用負担されているかという要素について、参加議員が一部でも自己負担をしていれば適法だと認められる方向に働きますが、全額、視察費用を政務活動費で賄うというのは、やはり厳しく見られます。さらにこの判例では、視察報告書が作成されていることも当然ながらプラスの要素として考慮されています。

先ほどの「政務調査の必要性」のところで紹介しました甲府地裁平成 28 年 11 月 29 日判決をもう一度見てみます。

海外視察の目的の設定については注意が必要です。知事や議長が公務として、パリで富士山の世界遺産登録に向けアピールするために開催した富士山展レセプションに参加したり、パリ日本文化会館を視察した際に、公式訪問団に参加していない議員が政務活動として同行した事例ですが、その行程・内容は、「それ自体が調査研究活動の目的になりうるものではない」とされ、「一般の観光旅行における見学と同様の態様で富士山展及びパリ日本文化会館を見学したというものにすぎ」ず、「実質的な調査研究がされた形跡はみられない」とされました。

公式訪問としては公益性が認められる内容であっても、「調査研究」の内容としては不十分で合理的なものとはいえないと判断されたようです。友好訪問だけ、交流だけが目的だと見られると、やはりマイナスに作用します。何らかの調査目的の設定と、もちろん一般の観光旅行とは違う視点からの実質的な調査の成果の説明が必要ということなのでしょう。ただ、「政務活動」に改正された現在は、目的の設定内容は、「調査」に限定されず、少し幅広くできるようになったのかもしれません。友好交流が県政（市政）と関係し、県民（市民）の福祉の向上に資するものである限り政務活動として行うことも可能だと考えてよさそうです。

ただし、議員派遣による友好交流訪問団に同行し、政務活動として友好交流を目的とした訪問を行う時は、慎重な対応が必要です。仙台地裁の平成 29 年 4 月 12 日の判決。スライドの（14）に内容を載せていますが、こちらは、やはり地方自治法第 100 条 13 項の議員派遣による海外視察団に政務活動で同行した議員について、原告は「同一行程の視察の成果は議員派遣と重複」するから「同行視察そのものが使途基準に合致した政務活動費の支出がされなかったことを推認させる一般的、外形的な事実」であると主張したが、判決はこれを採用せず、まず、議員（議会）派遣制度と政務活動費制度の関係について、「両制度は、法によって併存が認められる」とし、「議会による海外視察の決定が，議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って，普通地方公共団体の議会が，議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し，調査研究のための政務活動費の支出は，地方公共団体の議会の審議能力を強化し，議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから，両制度は趣旨においても異なっている。」とした。その上で、重復の問題については、「議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ，同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。」と適切に判断しました。仙台地裁ですが、宮城県議会に関する判例で、議員派遣自体がベトナムにおける日本企業等の進出状況や課題に関する具体的な調査を目的としたものでした。

しかし、この判例の論理からすると、友好交流だけが目的の同行訪問の場合、その成果が議員派遣組と異なることをどう説明するかという問題が生じるかもしれません。

【講演時の配付スライド（抜粋）】

（スライド 12）

海外視察調査

○観光旅行と疑われないために
～当該視察と調査研究活動との合理的関連性の有無に関する判断要素

・視察目的～友好訪問？
・視察目的と整合性のある行程、内容であるか？　意見交換等が実際に行われているか？
・視察経費について参加議員の自己負担があるか？
・一般的な観光名所が含まれているか？
・旅費は高額か？
・多人数での視察か？　会派所属議員の多くが参加しているか？
・食事代が含まれていないか？

(12)

（スライド 13）

海外視察に関する視点

□　海外の国・地域との友好交流を目的とした政務活動はありえるか？
→会派又は議員との友好交流の相手は地域？地方議会？　また、議員派遣(公務)の友好訪問団(レセプション参加)に政務活動費で同行する場合は？(判例16)
→議員派遣の視察調査に政務活動費で同行する場合は？　(H29.4.12仙台地裁)

□　判例13　報告書の作成、多人数、費用負担のあり方

□　判例16　視察目的と行程との関連性、一般の観光旅行における視察と異なる態様での調査実施の有無

(13)

（スライド 14）

政務活動費返還履行請求事件　平成27年(行ウ)第6号　　平成29年4月12日　仙台地裁判決

議会派遣による海外視察は，法100条13項に基づく制度であり，調査研究のための政務活動費の支出は，法100条14項及びこれを受けて定められた本件条例2条に基づくものであるから，両制度は，法によって併存が認められており，**根拠規定が異なる別個の制度**である。

また，議会による**海外視察の決定**が，議案の審査又は県の事務に関する調査等を行って，普通地方公共団体の議会が，議決機関としてその機能を適切に果たせるようにすることを目的としているのに対し，調査研究のための**政務活動費**の支出は，地方公共団体の議会の審議能力を強化し，議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることを目的としているから，**両制度は趣旨においても異なっている**。

原告は，同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので，同行視察は重複以外の何物でもなく，議会の権能の強化に全く結び付かないと主張するが，議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ，同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い。

原告は，「同一行程の視察の成果は派遣議員によりもたらされる又は共有することが容易であるので，同行視察は重複以外の何物でもなく，議会の権能の強化に全く結び付かない」と主張するが，**議員はそれぞれ異なる経験や見識を有しているところ，同一行程の視察を行ったとしても視察の成果が全く同一であるとは考え難い**。

本件同行視察について～

～補助参加人Z1は，～本件派遣議員らとともに，ジェトロホーチミン事務所，NECトーキンベトナム，在ホーチミン日本総領事館，イオンモール・タンフーセラドンを訪問し，日系企業のベトナムへの進出状況や進出に当たっての支援状況，ベトナムで事業展開している日本の中小企業が抱えているビジネス上の諸問題や課題，ベトナムの政治体制や経済体制，水産物の消費性向等を調査した。

また，補助参加人Z1は，商工業及び観光の観点から，NECトーキンベトナムでは人材の活用の仕方を質問し，イオンモール・タンフーセラドンの担当者に対して水産物以外の県産品の販路拡大という視点から，ベトナムの国民がどんなものを好み，どんなものを食べたがっているか，日本のどこに興味を持っているか等を質問しており，ベトナムへの県内企業の進出や県産品の販路開拓等について調査を行ったことが認められる。

(14)

全国都道府県議会議長会事務局「政務活動費の運用に係る考え方」（平成 30 年 12 月）（抜粋）

視察経費への支出について

視察経費を政務活動費の対象とする場合、どのような点に留意する必要があるか

考え方	参考となる裁判例
＜視察目的及び活動内容について＞ 当該視察の目的及び活動内容が政務活動との間に合理的関連性を有していれば、政務活動費の対象とすることができる。 ただし、視察が一般的な観光名所の見学を含んでいる等の場合には、特に政務活動との間の合理的関連性に対する疑義が住民等から指摘され得ることから、その合理的関連性について、会派及び会派所属議員が説明できるようにしておく必要がある。 政務調査費の裁判例でも、「(一般的な観光名所の訪問が含まれる視察について) 議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る」としており、調査研究活動としての必要性や合理性が求められている。	仙台高判 H29.12.14（平成 29 年(行コ)第 11 号） ・議員の海外視察が県政の課題解決や県政の発展に寄与する有意義な側面を有し、ベトナムとの密接な関係構築が現下の県政の重要課題の一つであることも考慮すれば、議会派遣によるベトナム海外視察と同じ日程で同行して行われた政務活動費による議員の海外視察が、実態において同一の趣旨目的を有していたからといって、法や条例が政務活動費の使途を定めた趣旨に当然に反するなどとはいえない。 ・議会派遣による海外視察に同行した視察への政務活動費の支出であるということは、政務活動費支出の目的や具体的内容に照らし、その必要性ないし合理性が認められるか否かを判断する事情の一つとして考慮され、それにとどまるというべきである。 ・補助参加人が視察目的として述べる海外へのビジネス展開や県産海産物の販路開拓の可能性についての調査は、海外視察の目的として必要性や合理性がないとはいえない。 東京高判 H25. 9 .19(平成 25 年(行コ)第 167 号) ・観光・レクリエーション目的の旅行や調査目的が明確ではない海外調査など、客観的にみて、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることに資するものでない行動に要した費用等に政務調査費を用いることは、違法であるというべきである。 大阪地判 H26. 3 .26(平成 22 年(行ウ)第 27、77 号) ・各視察の対象には、世界遺産や国立故宮博物院といった一般的な観光名所が含まれており、これらについては、議員の議会活動やその基礎となる調査研究活動との関連性に疑問が生じ得る。